

令和6年度船橋市立飯山満小学校「学校いじめ防止基本方針」

学校教育目標 自立した生き方ができる児童の育成

生徒指導上の年間重点目標 いじめの未然防止、元気なあいさつ、きまりの徹底

飯山満小学校では、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応を、教職員、児童、保護者、関係機関が一丸となって行うため、「学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（１）基本理念

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、すべての児童が、いじめを行わず、いじめを認識しながら、これを放置することがないようにするために、いじめが心身に及ぼす影響等、いじめ問題に関する認識と理解を深め、自らの意志によって、いじめに向かわないようにする対策や、児童の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認めて、互いの人格を尊重し合える態度を育成していく。

（２）いじめの判断

いじめに該当するか否かの判断については、表面的・形式的に行うことがないように、特段の配慮をし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、いじめられた児童生徒の立場に立ちながら判断する。

（３）いじめの理解

いじめは、児童等の健全な成長のみならず、時として、その生命及び身体に重大な影響を及ぼすものでありながら、目につきにくい時間や、場所、方法で行われることに加えて、いじめられている本人がそれを否定する場合もあり、大人が気付きにくい性質を持っている。

嫌がらせや仲間はずれ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童等が入れ替わりながら、加害も被害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。加えて、いじめを面白がったり、はやし立てたりする「観衆」の存在や見て見ぬふりをすることで、暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がある。

そのため、いじめを許容しない雰囲気を醸成するために、児童等に働きかけることはもちろんのこと、大人の振る舞いや言動がいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることがあることを重く受け止める。

（４）いじめ防止等に関する基本的な考え方

①いじめの未然防止

- ・児童、保護者と教職員が「いじめとは何か」について具体的な共有をしながら、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、これらに適切に対処できる力を育てるとともに、全ての児童に活躍できる場面・場所を与え、自己肯定感を高める働きかけを行う。

②いじめの早期発見

- ・日常的な関わりの中での観察や定期的なアンケート調査、個別面談の実施等によりいじめの兆候を捉える取り組みを行う。
- ・速やかに相談できる体制を整備して、児童に周知する。

③いじめへの対処

- ・いじめの発見者、担任が一人で解決しようとせず、学校で定めた手順により組織で対応し、家庭、教育委員会等との連絡を密にしながら対処していく。
- ・正確な事実の確認をした上で、適切な指導をするとともに、いじめが発生した集団の状況を適切に把握し、再発防止を徹底する。

④家庭や地域との連携

- ・家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信をするとともに、実際にいじめ問題を含む問題行動が生じた際に迅速に協力し、対処できる体制を確立する。

⑤関係機関との連携

- ・いじめの認知や早期発見のために相談機関や医療機関との情報共有や、学校における指導を効果的にするために警察や児童相談所等の関係機関と適切な連携をする。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

（１）体制整備

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。
＜構成員＞校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー ※事案の性質に応じて専門家を加える場合がある。
- ＜活 動＞ ・いじめの相談、通報の窓口としての役割・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
・アンケート調査並びに教育相談に関することの共有・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める。
- ＜開 催＞ 月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

（２）具体的取組

① いじめの未然防止・早期発見のための取組

- ・道徳科や学級活動、学校行事等あらゆる教育活動を通して、思いやりや自他の尊重、生命・人権を大切にする心を育てる。
- ・児童の良さや個性に着目し、前向きな姿勢を積極的に褒め、自己肯定感を高める。
- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を放送学活後に実施する等、その他必要な措置を講ずる。
- ・表情やしぐさなどに目を配り、気になる児童にはこまめに声をかける。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を充実させ、児童や保護者の相談やケアに応じる体制を整備する。
- ・学校だより、学校ホームページ、懇談会等を通して、平素からいじめに対する学校の考え方や取り組みを周知する。また、児童で気になることがある場合は、速やかに学校に相談するように周知する。
- ・児童会活動の「いじめゼロ宣言」や「いじめ撲滅キャンペーン」などを通して、いじめ問題に対して、主体的に取り組む意識を育てる。

② インターネットを通じて行われるいじめに対する取組

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として研修会、講演会等を行う。
- ・インターネット上の不適切な書きこみ、名誉毀損、プライバシーの侵害等があった場合は、事実を明確にし、削除や、関係機関に相談するなど、必要な措置を講ずる。

③いじめへの対処のための取組

- ・いじめを発見したら、教職員一人で抱え込まずに、必ず学校で定めた手順で報告し、組織的な対応をする。
- ・いじめに関する相談を受けた場合は、多方面から情報収集し、すみやかに事実関係を明確にする。また、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせると同時に、いじめを行った児童に丁寧に話を聞き、いじめに至った要因や背景を把握し、教育的配慮の下、適切な指導・支援を行う。
- ・いじめをはやし立てたり、面白がったりする観衆やいじめを見て見ぬふりをする傍観者の立場にある児童には、いじめに加担する行為であることを理解させ、再発を防ぐ指導を行う。
- ・いじめ問題解決のため、事実関係を整理し、正確かつ速やかに関係保護者に伝える。また、学校の支援方針・指導方針を伝えるとともに、学校と家庭が協力して問題の解決及び再発防止に向け取り組む。
- ・いじめ問題指導中及び解決後も、児童の学校や家庭での様子を定期的に情報交換し、経過観察を行う。
- ・学校だけで解決な困難な事案については、教育委員会と連携し、迅速かつ的確に対応を行う。

3 重大事態への対処

●「重大事態」の定義

- 1

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態が生じた場合は、以下の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。また、いじめの疑いのある事案についても早い段階で報告する。
- ・児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮をする。
- ・犯罪に相当するいじめ事案については、警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。